

令和2年度第1回尼崎市環境影響評価審議会 議事概要

日時：令和2年9月7日（月曜日） 午後4時から午後6時まで

場所：市役所本庁舎北館 4階 4-1会議室

出席者

審議会委員：11人（委員の一部についてはWeb会議システムを用いて出席）

事業者：3人

事務局・関係所属：8人

傍聴者：なし

○開会

事務局：

本日は平成24年に開催して以来、8年ぶりの開催となっており、会長・副会長が選出されるまでの間、事務局で進行をさせていただきます。

- ・定足数の確認
- ・出席者（委員・市職員・事務局）の紹介
- ・Web会議システムの操作方法などの説明
- ・局長あいさつ

○議事

議事1 正副会長の選出について

事務局：

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、1つ目の「正副会長の選出について」です。

尼崎市環境影響評価審議会規則では、会長と副会長については互選で定めることとしておりますが、8年ぶりの開催ということもあり、誠に僭越ではございますが、もしよろしければ、事務局からご提案をさせていただければと思います。

前回の案件から引き続き委員にご就任いただいております。環境影響評価制度全般についてご精通されております大久保委員に会長を、技術的な視点から様々なご意見・ご指摘をいただいております市木委員に副会長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

委員：

－異議の声なし－

事務局：

それでは、会長を大久保委員に、副会長を市木委員にお願いしたいと思います。
それでは、ここからの議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。
どうぞよろしくお願いいたします。

会長：

皆さん、こんにちは。
ただいま、ご紹介いただきました大久保でございます。
これからどうぞ、よろしくお願いいたします。
コロナ禍ということで、オンラインでの開催となりましたが、本日は変わりやすい天気となっておりますが、こういったことも気にせず参加できるというのもよい面だと思っております。
それでは、さっそくですが、2つ目の議事に移りたいと思います。

議事2 尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価実施計画書について（諮問）

議事の2つ目は、「尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価実施計画書について」となっており、諮問を受けることになっております。

それでは、諮問を受けて、審議に入りたいと思いますので、事務局から諮問をお願いいたします。

事務局：

それでは、諮問をさせていただきます。

－諮問文の読み上げ－

会長：

諮問を受けるにあたりまして、何か、ご意見・ご質問はございますでしょうか。
特に、この段階ではないと思いますので、諮問を受けたいと思います。

事務局：

諮問をお受けいただきありがとうございます。ありがとうございました。
案件の審議に入る前に、事務局から本市の環境影響評価制度や案件の概要について簡単にご説明をさせていただければと思います。

－資料3などに基づき説明－

会長：

わかりやすい説明をありがとうございます。

環境影響評価制度については、国や県の制度もありますが、今回は尼崎市の制度に基づく手続きとなるということで、用語などを含め国・県の制度とは異なる部分があります。例えば、「環境創造要因」という用語は、前回の審議会において、アセスメントによってよい環境を作り出すという面もあるので、積極的に評価して、事業者の色々な工夫を促せるようなインセンティブにするほうがよいのではないかという、前会長の意向もありまして、取り入れられた制度でございます。

本日は、8年ぶりの開催ということで、前回から引き続きご出席いただいている委員の方も新たな委員としてご出席いただいている方もおられますが、これは何だったかなと忘れてしまった部分とかもう一度確認しておきたい部分もあるかと思しますので、今の説明でわかりにくかった点、確認しておきたい点などがありましたら、挙手をお願いできますでしょうか。

大丈夫でしょうか。

それでは、事業者から説明を受けたいと思います。

－事業者 入室－

事務局：

それでは、事業者から説明を受ける前に、事業者を紹介させていただきます。

・事業者の紹介

初めての審議ですので、事業内容と実施計画書の概要の説明と事業による環境影響を踏まえて、環境影響評価の対象項目をどのように選定したかという部分を中心にご説明をさせていただくこととしております。

それでは、よろしくお願いたします。

事業者：

－資料4に基づき説明－

会長：

ありがとうございました。

まずは、環境影響評価の対象項目の部分から議論をしていくことを考えておりますが、事業者からは調査・予測・評価の方法を含めまして全体について一通りの説明がありました。

お気づきの点や先ほどの説明に対し、次回までに確認しておきたいことがございましたら、調

査・予測・評価の方法を含めまして、ご質問・ご意見をいただければと思います。

委員：

現在の第1工場の敷地に新しい施設を建設するというのですが、土壤汚染のことを考えるうえで、現行の施設については一部を残すのか、更地にしたうえで建設するのかといったことや新しい施設が敷地のどこに配置されるのかといった基本的な部分を確認したいと思います。

会長：

重要なお質問ありがとうございます。

まず、事業予定地のどこに施設が建設されるのかといった部分について説明をお願いいたします。

事業者：

第1工場の敷地には、焼却施設、庁舎、車庫、し尿処理施設がありますが、基本的にはすべて解体をして、一旦更地にしたうえで、焼却施設、リサイクル施設、し尿処理施設を集約して設置する計画となっております。

ですので、現在の施設については解体する際には、土壤汚染対策法に基づいた対策が必要となってくると考えております。

委員：

そうしますと、現在の施設で残存するものはなく、新たな施設が建設されるということでしょうか。

事業者：

第1工場にある焼却施設については令和7年に稼働を停止させることとしており、敷地内の施設はすべて解体し、更地にして、新たな施設を建設していくこととしています。

委員：

わかりました。

会長：

要するに、焼却施設以外にも管理事務所なども含めて一度、すべて解体するという説明だと思いますが、これに関連する質問はありますか。

委員：

他の事例では、残した施設の近辺から土壤汚染が見つかることが多々あるので、まずは基本的なところを確認したく質問させていただきました。

解体する際に掘削すると思いますが、掘削をすると地下水への影響もあるので、このあたりについてもお伺いしたいと思います。

事業者：

第1工場の敷地については、昭和37年頃までは未利用地であり、その後は更新されながらごみ焼却施設やし尿処理施設の用地として活用されている場所となっています。

地歴調査においても、これまでごみ処理施設の用地として活用されている場所ということで、当然、土壌の汚染のおそれがある場所であることを確認しています。ただし、この場所は、今後ごみ処理施設が立地する場所として想定されておりますので、今回の更新工事にあたっては、詳細な調査は省略し、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定を受けたうえで、施工をしていきたいと考えています。

掘削についてですが、深さ15m～20m程度のごみピットなど帯水層に及ぶ工事も予定されていますので、矢板を打つといった対策や発生する濁水についても適切な処理を講じたうえで放流するなどの対策が必要となると考えており、このあたりについては準備書に記載させていただきたいと考えております。

委員：

ありがとうございました。

この他にも質問したいことがあります。他の委員の方々からの質問もあるかと思いますが、一旦は、このぐらいにしたいと思います。

会長：

今の部分は大変重要な部分でして、土壌汚染対策法に基づく措置と環境影響評価制度に基づく措置の両方があると思います。本件では、土壌については環境保全措置を行う項目（保全措置項目）として選定されており、環境影響評価の対象項目としては選定されていますが、調査・予測は行わないということになります。

したがって、このような項目の選定の仕方でのよいのかということも含めて、今後、ご質問・ご意見をいただきたい部分であります。

次の質問に移りたいと思います。

委員：

1点確認したいのですが、既存の建物を解体する際に、廃棄物が出てくると思うのですが、PCBや石綿を含有する廃棄物は発生するのでしょうか。

事業者：

PCBについては既に調査を終了しておりまして、安定器やコンデンサなどの電気機器につきましてはすべて処分済みとなっております。

石綿につきましては、今年度中に各建物の調査を終える予定としております。

委員：

わかりました。

会長：

この他にありますでしょうか。

委員：

景観のことについてコメントをしたいと思います。

実施計画書の p4-6、p4-12、p4-16 に現況調査、予測、評価の内容の記載がありますが、代表的な眺望点からの眺望景観の変化の程度を予測して評価していくこととなっています。

尼崎市では「尼崎市都市美形成計画」という景観法に基づく景観計画が策定されています。尼崎市の地形は、傾斜がなく、概ね平坦となっているので、代表的な眺望点というのが、景観計画の中で設定されていません。

ですので、実施計画書にあるように、眺望景観を現地調査、予測、評価するというのであれば、景観計画に代表的な眺望点が示されておられませんので、p4-6にあるようなウォーキングの「ワンポイントお勧めマップ」のみを参考文献として代表的な眺望点を選ぶというのでは不十分であると思います。

私が把握している範囲でとなりますが、例えば、尼崎市が発行しているサイクリングマップや運河クルーズのルートなどを踏まえて、観光や公園に関わる部署に市民の方がよく来られる場所はどこなのかということを確認したうえで、今回の敷地が見えるのか、見えないのかということをご確認いただくのがよいのではないかと思います。

もう1点ありまして、尼崎市の景観計画では、重点的に景観を大切にしたいところとして、車の往来の多い主要幹線道路沿いと見開きのある河川沿いが定められています。今回の事業予定地は、主要幹線道路に接していると思うので、眺望の評価に加えて、主要幹線道路からの見え方についても評価をしていただきたいと思います。また、景観計画に示されている主要幹線道路については、関係部署にも確認していただく必要がありますが、中島新橋という橋が含まれています。おそらく事業予定地は橋からよく見えますので、そこからの眺望についても、しっかり調査し、評価していく必要があると思います。

事業者：

貴重なご指摘ありがとうございます。

サイクリングマップのルートや主要幹線道路に含まれる橋からの景観については現地踏査を行ったうえで眺望点の追加を検討したいと思います。

運河クルーズにつきましては、料金の支払いを伴うものだと思いますので、優先順位としては下げたいと思いますが、まずは、運航ルートを確認していきたいと考えております。

会長：

基本的には2点とも何らかの対応があるということだと思います。
この他にご意見・ご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

委員：

意見というか、どのような考え方なのかをお聞かせいただきたいことがあります。

私は、汚染ではなく強風被害などを専門としておりますが、本件では、事業予定地と住宅地がかなり離れておりますので、住宅地については、ごみ処理施設による強風の影響について評価する必要はないと思います。一方で、事業予定地の周囲には事業所などがあると思いますが、住宅地以外のことについては考えなくてもいいのでしょうか。このあたりの対応について教えていただければと思います。

事業者：

事業としては、既存施設から若干規模を小さくして建て替える予定としておりますので、どちらかというとも影響は小さくなるかと考えておりますので、環境影響評価の対象項目に選定していません。また、ビル風の影響についてですが、基本的には高さが60mを超えるような高層建築物の場合に検討されることが多いように思っております。

委員：

再度、確認させていただきたいのですが、既存施設よりも小さなものになるという説明だと思いますが、建設場所は変わるのではないですか。違う場所に新たな建物を建設するということは風に関する環境は変化するので、それでは説明にはなっていないと思うのですが。

あと、私が確認したいのは、住宅地へは対策をするが、事業所などについては対策を検討しないという対応をされるということですので、そちらについても説明をいただければと思います。これがよいとか悪いとかということが言いたいのではなく、制度上どういう取扱いになっているのかを確認したいという意味です。

事業者：

対象項目によって対応は様々かと思えます。焼却施設は24時間稼働するものとなりますので、例えば、騒音・振動、低周波音など長期にわたって、影響を及ぼすものについては検討する必要があります。また、煙突からの排出ガスについては、事業所のある地域であっても調査・予測の対象としており、事業所について考慮しないというものではありません。

事業予定地については、工業専用地域ということもあり、近くに事業所はありますが、住宅がないといった環境ですので影響の程度も踏まえながら項目の選定をおこなっております。

委員：

大体わかりました。

専門的な見地からすると、大きな建物になると思いますので、建物の場所が変わるということであれば、建物の大きさの5～10倍の範囲では影響はあります。どの程度の影響があるのかということは調べてみないとわかりませんが、事業所に対しては特段の対応をしないということであれば対象項目として選定する必要はないと思います。

会長：

制度上は事業所であるから影響は考えなくてもよいということはありません。

事務局：

市民の生活環境の保全といったことが条例の目的とはなっておりますが、技術指針においては生活環境以外にも都市環境といったものも評価対象に含むこととしております。そのため、環境影響の程度などは考慮する必要がありますが、事業所であっても一定の配慮は必要になると考えております。

会長：

風害については、対象項目として選定されていないという状況ですので、対象項目とすべきかどうかについても今後、ご意見をいただければと思います。

次の質問に移りたいと思います。

委員：

3点質問したいと思います。

1点目は、事業予定地と住宅地の距離に関してですが、事業者からの説明では「近傍に住居がない」という理由での説明が多かったように思います。説明では、直近の住宅地までの距離は1.2kmということでしたが、他の事例で低周波音について選定するかしないか判断する際に、この距離は遠いのか近いのかといったことをまず確認できればと思います。

2点目は、住居以外にも病院・福祉施設の存在も気になるところでして、これらの位置関係を確認できればと思います。

3点目は、既存施設が稼働しているということですが、苦情などとして何か影響として把握していることがあるかということについてもお伺いしたいと思います。

会長：

2点目の質問についてですが、病院・福祉施設以外にも教育施設も配慮が必要な施設として考えられますが、実施計画書では「学校など」という表現になっております。この「など」には何が含まれているのかも併せて、お答えいただければと思います。

事業者：

まず、低周波音の他都市事例についてですが、近年の実績を中心とした対象項目の選定状況としましては、350 m の距離で選定している場合もありますが、200 m～800 m の距離で非選定としている事例もあり、1.2 km であれば基本的には選定していなくても問題ないと考えております。事業予定地内の庁舎で執務をしておりますが、感覚的には敷地境界においても既存施設が稼働しているかどうかというのはわからない程度の騒音となっております。

苦情についてですが、騒音・振動、大気、水質を含めて苦情といったものは聞いたことはありません。また、施設周辺では臭いがすることもありますが、苦情が寄せられたことはありません。

事業者：

学校の状況については p3-18 にお示ししております。p3-20 に福祉施設などの位置をお示ししております。最寄りの施設としては、保育所があり、住宅地の中ということになりますので、1.2 km 以上の距離があるということになります。

「学校など」の「など」が何を示しているのかということですが、p3-18 に示す表にありますとおり「子育て交流」に関する施設も含まれており、この施設が「など」に該当するものとなっております。

委員：

ていねいに説明していただきありがとうございました。

会長：

次の質問に移りたいと思います。

委員：

先ほどの質問と重なるのですが、住宅地から離れているから対象項目としないという説明が気になりました。住民はいないかもしれませんが、近隣の事業所で働いている方々の影響もあると思いますので、項目選定の際には考慮したほうがよいと思いました。

会長：

この他にありますか。

委員：

評価内容の項目で、資源循環については、工事中の残土の再利用というのが環境影響評価の対象となることが一般的であると思いますが、他都市の事例ではプラスチックのリサイクルや処理方法も予測し、情報収集しておくというものも出てきておりますので、ご検討いただければと思います。

事業者：

残土以外にもコンクリートやアスファルトについては再生処理して、資源循環していくこととしておりますが、プラスチックについては、本日は情報として持っておりません。

事業者：

一般的に建設副産物についてはある程度は再資源化できておりますが、その中でも廃プラスチックについては若干資源化が進んでいないと思っております。ただ、がれきなどに混ざったものであっても、受け入れ側での再資源化も進んできておりますので、このあたりについて一度、情報を整理し、準備書に記載したいと思っております。

委員：

ありがとうございました。

今、こういう話が出てきつつあると感じておりまして、少しでもデータを積み上げていくということが必要ではないかと考えております。

会長：

この他にありますでしょうか。

委員：

水質について、施設の解体・建設の際に、SSや有害物質を対象項目とするとしており、項目の選定としてはよいと思っておりますが、これらはどこで採水したものを評価するのでしょうか。一般的には、処理施設を設置して管理していくことになると思うのですが。

事業者：

解体工事については、ダイオキシン類特別措置法に基づいて汚染物の洗浄や排水の処理が必要となると考えております。また、先ほど触れました土壤汚染対策法の対象となる予定ですので排水については処理が必要となりますので、排水処理施設を設ける必要があると考えております。

ですので、排水処理施設において採水したものについて評価するということになると考えております。

委員：

もう1点は、施設の稼働に伴う水質の項目についても、項目の選定はこれでよいと思っております。排水量については、既存施設の1/10にまで削減されるとのことですが、どのような排水処理になるのでしょうか。

会長：

排ガス処理を湿式から乾式にするということと関わりがあるかと思っておりますが、もう少し詳しく、事業者から説明をお願いいたします。

事業者：

排ガス処理の部分をもう少し詳しく説明をさせていただきます。排ガスについては減温塔で温度を下げ、集塵機でばいじんの除去をしますが、その後、湿式有害ガス除去装置と呼ばれる装置で排ガスを水洗いし、酸性ガスを洗い流します。近年、集塵機の手前に石灰または重曹といったアルカリ剤を噴霧することで、一定の酸性ガスを除去できるといった技術の開発が進んでおり、湿式有害ガス除去装置については、設置しない施設が出てきております。

湿式有害ガス除去装置を経た排ガスは水洗いをされているため、60℃程度まで温度が下がることになりますが、その後の脱硝反応塔と呼ばれる NOx を除去するための装置で処理する前に反応効率を高めるため、蒸気式ガス再加熱器で 200℃程度に昇温を行っております。この過程は非常に多くのエネルギーを消費するというので、湿式有害ガス除去装置については設置しないという施設が一般的になってきております。環境省の交付金の対象としましても、湿式有害ガス除去装置は交付金の対象とはならないという制度に変わってきております。

排水量についてですが、これらの施設に由来するものが大部分をしめておりますが、新たな施設では湿式有害ガス除去装置を設置しない方向で検討をしておりますので、排水量が大幅に削減されることとなります。ただし、施設からはこの他にも排水が出ますので、高度な排水処理施設については当然、設置することを考えております。

委員：

ありがとうございました。

会長：

この他に何かありますでしょうか。

1つ確認なのですが、保全措置項目として項目を選定する際には、影響が軽微であるか、過去の類似事例から影響がわかるものということになっているのですが、土壤汚染についてはどちらに該当するのでしょうか。どちらにも該当していないような気もするのですが。どういう考え方で保全措置項目として選定されているのかについて、土壤汚染対策法での対応とは分けて説明をお願いできませんでしょうか。

事業者：

土壤汚染については、通常、他の自治体の事例としては、土壤汚染対策法の対策をベースに定性的な予測が一般的になります。そのため、保全措置項目については、ほぼ同じような保全措置をベースとした評価をさせていただく予定です。

本件では表層での土壤採取については実施しない方向ですので、お示しできるのは土壤汚染対策法での対策ベースでの保全措置となり、保全措置項目（類似事例から影響の程度がわかるもの）として扱わせていただいております。

会長：

とりあえず、ご説明として承りました。

残り時間が少なくなってきましたが、次回も今回と同様の内容について審議していくことになります。次回までに確認しておいてもらいたい点なども含めてご意見をいただければと思います。この場でなくても結構ですので、何かあれば事務局まで連絡をしていただければと思います。

この場でご意見などが特になくようでしたら、事務局において事務連絡があればお願いいたします。

事務局：

－事務連絡の説明－

会長：

本日は初回にも関わらず、重要な質問・コメントをいただき、熱心に議論いただきありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の審議を終わりたいと思います。

以 上